

直前東大日本史発展演習

【2 回目】



問題

【1】

解説

【着眼点】

摂政や関白がどのような地位なのかを考えながら、摂関政治の本質に迫る問題を出題した。Aは藤原兼家による摂政・関白の位置付けを問うている。史料(1)・(2)から、摂関は地位は高いが具体的な職掌を伴っていないことを読みとってほしい。この点を押さえれば、Bの問題は難しくはないはずだ。権力の掌握に関白の地位は不要であり、むしろ左大臣の方が重要であることは、史料(4)・(5)からわかるだろう。そのことは、摂関政治とは何に依拠した政治形態だったのかを浮き彫りにする。それも含めて論旨を組み立てよう。

【知識の整理】

●摂政と関白

摂政とは、幼少の天皇などに代わって政務を摂り行う者のことである。『日本書紀』では、仲哀天皇の皇后である神功皇后が3世紀前半に執政した時期を「神功皇后摂政紀」として扱っているが、これはもちろん後世に作られた物語である。592年に厩戸皇子（聖徳太子）が推古朝で摂政となったのが事実上の初めとされる。以後、摂政は中大兄皇子や草壁皇子など皇族が就くものであったが、866（貞観8）年に藤原良房が人臣として初めて摂政に任じられ、藤原氏が外戚の立場から幼少の天皇の政務を代行する令外官となった。これにより、藤原氏は政権を握り、天皇家は父子間での皇位継承が安定した。摂関政治は両者の共犯関係によって成立したと捉えられるだろう。

一方、関白は天皇が成人した後に後見役として万機に関与する者のことである。その語は、中国の漢の宣帝が霍光に政務を「関^{あづか}り白^{もう}す」とした故事に由来している。日本では、光孝天皇の即位に際して884（元慶8）年に藤原基経が事実上の関白となり、887（仁和3）年の宇多天皇の詔で初めて関白の語が用いられた。以後、「天皇の代理人」たる藤原氏の地位を示す令外官となった。

ここでは、摂政・関白ともに令外官であるということが重要である。つまり、具体的にどのような権限を持つのか、太政官制では全く規定されていないのである。むしろ、天皇の個人的な輔弼者という位置付けであった。とすると、藤原兼家がとった処断は、両刃の剣であったといえる。大臣の序列から離脱し、三公（太政・左・右大臣）の上とすることで、摂関の地位を確立することはできた。しかし、それは何の職掌もない名誉職になりかねない危険性ははらんでいたのである。

さて、こう見てくると、888（仁和4）年の阿衡の紛議も違った見方ができる。887（仁和3）年の関白に任ずる詔における「宜しく阿衡の任をもて卿の任とせよ」という文言に対し、基経が阿衡とは名ばかりで職掌を伴っていないと抗議して仕官をとりやめ、翌年に詔勅を起草した左大臣橘広相を罷免させた事件である。藤原氏による示威行動と見なされるが、関白が職掌を伴わないというのはまさにその通りなのであり、だからこそ基経は本当のことを言われて怒ったのである。

●「内覧左大臣」藤原道長

自邸の土御門殿の東に建立した法成寺の別称から「御堂関白」と呼ばれる道長であるが、実は966（康保3）年から1027（万寿4）年の60年余りの生涯において関白の座に就いたことは一度もない。摂政の地位にあったのも1016（長和5）年から1017（寛仁元）年にかけての1年間にすぎず、すぐに嫡男の頼通にその座を譲っている。藤原実資の日記『小右記』に記されている、三女の威子を後一条天皇に入内させ「この世をばわが世とぞ思ふ望月の欠けたることもなしと思へば」と詠んだのが1018（寛仁2）年のことだから、これも摂政の座を辞した後だったのだ。摂政・関白にほとんど就いていないのにも関わらず、摂関政治の全盛期とされる。このことは摂関政治の特質をよく示している。

995（長徳元）年、兄の道隆・道兼が当時流行していた赤斑瘡（現在のはしか）により相次いで命を落とした後、道隆の子である伊周との「氏の長者」をめぐる争いを制した道長は、同年に一条天皇から内覧の宣旨を受けて右大臣となり、翌996（長徳2）年に左大臣の地位に就いた。内覧とは、天皇に奉る文書や天皇が裁可する文書に事前に目を通すことのできる令外官である。道長はこれにより、関白と変わらぬ天皇の後見役としての地位を得たことになる。しかし、道長は太政官制における官職も手離さない。以後、20年間にわたって〈内覧左大臣〉として地位と実権を握り続けた。

左大臣は、太政大臣が「則闕の官」であったことから空位の際の最高位であり、太政官の職務を統べる現場での責任者の立場であった（実は、太政大臣には具体的な職掌は規定されておらず、名誉職に近かった。道長も、摂政の座を頼通に譲った後に太政大臣に任じられたのだが、すぐに辞して出家している）。平安時代においては、公卿（太政大臣・左大臣・右大臣に大納言・中納言・参議も加わった高官）が議政官として政務を審議する陣定の形式がとられたが、議長役として執行したのは「一上」である左大臣であった。また、諸官を任命する除目の儀式が春（地方官）と秋（中央官）に宮中で行われる年中行事化していたが、ここでも左大臣が最終的に決定する執筆大臣であった。文書に「執筆」したらそれで最終的に決定される。つまり人事権を握るのが左大臣のポストであった。

このように現場での実権を握る左大臣に対し、関白は天皇の後見役にすぎなかったから、陣定に参加することもないし、除目の文書にも目を通すだけである。具体的な職掌のない関白の座に収まるよりも、左大臣として政務を執り続ける。それが「内覧左大臣」道長の意図であった。

●摂関政治の特質

ここで思い出してほしいのは、藤原氏（摂関家）が権勢を誇ったのは天皇に寄生する立場から官吏の任免権を握ったことにあり、その意味において摂関政治とは太政官制に依拠した政治形態であった、ということである（ただし、「天皇の代理人」である令外官の立場から太政官制を掌握するというねじれが、摂関政治の限界を示しているともいえる。摂関の地位を保証するものは天皇の外戚であることしかなかったから、子の頼通が外祖父となれなかった時点で摂関政治は終焉してしまった）。道長の父である兼家は、摂関の地位にこだわって右大臣の地位を辞し、大臣の序列から離脱する道を選んだ。これに対して道長は、名よりも実権を重視して左大臣の座を譲らなかった。しかし、こちらの方が太政官制を掌握して官吏の任免権を握ると

いう摂関政治の在り方になうものであった。また、後見としての立場であるならば内覧の宣旨によって確保している。こうして、道長は関白の地位に就くことなく、「御堂関白」と呼ばれるほどの権力を掌中に収めたのである。

解答例

A 摂政・関白を律令の官職から超越した独自の地位に高めたが、一方で太政官制から切り離された具体的な職務のないポストとした。

(60 字)

B 道長は名目的な地位にすぎない関白よりも、内覧・一上・除目の決定などの実権を持つ左大臣の座に止まることを望み、それにより太政官制を掌握し官吏の任免権を握ったことから関白と呼ばれた。

(90 字)

【配点の目安】(配点 25 点)

A

- ① 摂政・関白を律令の官職を超越した独自の地位に高める…4 点
- ② 一方で、太政官制から切り離された具体的な職務のない地位となる…4 点

B

- ① 関白は名目的な地位にすぎない…5 点
 - ② それよりも、左大臣として実権を握ることを望む…6 点
- こうして太政官制を掌握し官吏の任免権を握ったので関白と呼ばれた…6 点

【2】

解説

【着眼点】

身分に関係なく、そして地域に関係なく広まり始めていたのが室町時代の文化の特徴の一つである。なかでも能は、京・畿内周辺で始められて広まった芸能であるが、室町時代後半には京・畿内から遠く離れた地域にも広まっていた。能の大成者世阿弥は晩年佐渡に流されたが、その佐渡では現在でも能を舞うことが年中行事の1つになっている。

【知識の整理】

●中世後期の民衆

鎌倉時代後半から、農業技術の発展を契機として民衆の経済活動が活発となっていた。地頭の在地領主化が進んだ畿内周辺では、農村における農民の自立した農業経営が行われるようになり、農業技術が農業生産量を増やすことを目的として発展し、そこで発生した余剰生産物が商品として世の中に流通していった。それらの生産物の多くは消費人口の多い京都に運ばれて売買された。その結果、京都とその周辺では貨幣を使用することがさらに普及していった。

商工業者の同業組合である座は、京都・奈良などでは平安時代後期から見られるようになっていた。座は、保護者である本所から免税や販売の独占権などの特権を与えられ、京周辺の経

済活動の中心的で排他的な担い手であった。室町時代には様々な業種の座が活発に活動しており、その代表といえるものが石清水八幡宮を本所とする大山崎油座であった。大山崎油座は、1397（応永4）年に幕府から免税などの特権を認められている。

石清水八幡宮大山崎神人等、公事并土倉役の事、免除せらるる所なり。将又摂州道祖小路・天王寺・木村・住吉・遠里小野并に江州小秋散在の土民等、恣に荏胡麻を売買せしむと云々。向後彼の油器を破却すべきの由、仰せ下さるる所なり。仍て下知件の如し。

応永四年五月廿六日

沙弥（管領斯波義将）

貨幣による京・畿内周辺での売買は、日明貿易開始による明銭の流入によってさらに活発となった。京・畿内周辺の民衆は、貨幣を入手することが他の地域よりも容易であったのである。この経済力が能役者の活動を支援する源となった。

●能と大和猿楽四座

能は、古代に神事芸能として出発した猿楽と田楽を起源とする歌舞・演劇である。この能を大和国興福寺の保護を受けて興行する専門家集団である座が大和猿楽四座であった。

大和猿楽四座は、平安時代中期から大和各地で活動していた猿楽座が大和に勢力をふるった興福寺参勤という形でまとめられていったもので、大和国春日神社の神事に仕えた、円満井（のち金春座）・外山（のち宝生座）・結崎（のち観世座）・坂戸（のち金剛座）の四座が室町時代初期には代表的な猿楽座として栄えた。括弧の中ののちの呼び名は、これらの四座が室町時代中期頃から猿楽の能を中心に演じる集団の座として有力な能役者を呼称したものである。

●観阿弥と世阿弥

観世座の観阿弥・世阿弥父子は、1372（文中元・応安5）年に將軍足利義満に接近した。その保護を受けて観世座は大和猿楽四座の筆頭として京都を中心に勢力をふるった。

観阿弥は、1333（元弘3・正慶元）年に生まれ、父は山田猿楽美濃太夫の養子であった。30歳の頃、大和国磯城郡結崎で座を創設したとされるが、それ以前から結崎座は存在したという説もある。大和・近江その周辺その他諸国の猿楽・田楽諸座のひしめく中から台頭し始めた観世座は、1372（文中元・応安5）年頃、京都醍醐寺で七日間の猿楽能を興行し、その地歩を固めた。さらに1375（天授元・永和元）年頃には、今熊野で猿楽を興行したが、この時將軍足利義満が来場して初めて猿楽を見物し、観阿弥とその息子世阿弥の舞台姿に感心し、義満は以来観世座の絶大な後援者となった。観阿弥は、自らの芸を練るとともに、当時人気の高かった曲舞節を取り、小歌節のみであった大和猿楽の音曲に変化を持たせるなど革新的な役者であった。民衆の基盤に立脚しながら新しい猿楽能を起こし、將軍など都の目利きたちの鑑賞にも堪えることが出来る能を確立し、都・地方を問わずに幅広い支持者を得た。1384（元中元・至徳元）年、駿河国静岡浅間神社での演能ののち同地で死去した。

世阿弥は、生没年が不詳である。父は観阿弥であるが、子に元雅と元能、女子（金春禅竹の妻）がいた。観阿弥が醍醐寺で7日間の興行を行ったときには世阿弥も出演していた。世阿弥が幼少の頃、観阿弥とともに今熊野で猿楽を興行したが、この時將軍足利義満が世阿弥の姿に魅了されたのである。義満が世阿弥を寵愛したことにより、公家が義満に取り入るために世阿

弥を最肩し、二条良基も世阿弥を呼び寄せて藤若という名を与えたほどであった。父の死後、観世太夫となり、1399（応永6）年の京都一条での能の興行には将軍足利義持も観覧しており、この頃世阿弥は名人として世間から認められていたようだ。最初の能楽論『風姿花伝』の第一次完結はこの翌年のことである。しかし、近江猿楽の犬王が世阿弥以上に評価されるようになると、世阿弥は大和猿楽本来の物まね芸から歌舞中心の能へ芸風を転じさせた。これは世阿弥の能の質を向上させることにもなり、将軍等の批判にも耐えることが出来た。

世阿弥は、太夫継承をめぐる紛糾のためか、将軍足利義教により1434（永享6）年、72歳で佐渡へ流された。その後、許されて京都に帰ったのかは不明である。晩年は不遇であったが、観阿弥が確立した物まね芸中心の能を、歌舞中心の能へと磨き上げ、幽玄美の理想を実現して能の芸術性を高めた功績は絶大である。

●室町文化の特徴

室町時代には、日本の伝統芸能の代表とされる能・狂言・茶の湯・生花などの多くが都・地方を問わず、公家・武家・庶民の区別なく愛好され、その基盤が確立された。

足利義満の時代の文化である北山文化では、能がその代表的な芸能であった。その能が、室町時代後半には、上流社会に愛好されたものの他に、より素朴で娯楽性の高い能が、各地の神社の祭礼などで盛んに演じられた。これらは、惣などの集合体における年中行事の1つであり、民衆が演じ、民衆が観客となった。この能は、北山文化での芸術性が、民衆の日常生活に取り込まれ、民衆の間に根づいていった東山文化の代表である。連歌も同様に寄合において多く催されていた。連歌は、宗祇のような連歌師が各地を遍歴し、普及に努めたので、地方でも大名・武士・民衆の間で流行した。このように、東山文化は、民衆が参加したことにより、様々なものが都と地方を問わずに根づいていった文化であった。

■解答例

A 能役者が、農業や商業の発展により台頭した民衆だけでなく、能の質を向上させたことから足利将軍・公家らに支持されたことにより、春日神社の神事とは関係なく、能を興行するようになった。

（89字）

B 東山文化は、民衆が参加する、北山文化での芸術性が日常生活の中に取り込まれた文化となり、都と地方を問わず根づいていった。

（60字）

【配点の目安】（配点 25点）

A

- ① 民衆は農業や商業の発展により台頭し、能の後援者となっていた…4点
- ② 能役者が能の質を向上させたことにより足利将軍・公家らに支持された…4点
- ③ 多くの支援により春日神社の神事とは関係なく能を興行するようになった…4点

B

- ① 東山文化では担い手として地位を向上させた民衆が参加するようになった…4点
- ② 民衆が北山文化での芸術性を生活に取り入れていった…4点
- ③ 文化が人々の交流から都と地方に関係なく定着していった…5点

【3】

解説

【着眼点】

東大日本史では、幕藩体制の仕組みに関する問題として、江戸初期の朝幕関係（94年）・近世の村が持つ2つの側面（02年）・幕府が作り上げた対外関係（03年）・石高制と軍事動員（05年）と出題されてきた。そこで本問では、寺院統制について問うてみた。

幕藩体制の特質は、既存の組織を利用して支配を行った点にある。例えば、農村支配においては、中世に形成された惣村の自治組織を利用し、村方三役を支配の末端に位置付けることで、年貢納入（村請制）などを円滑に行った。では、寺院はどうだろうか。与えられた史料を生かして、近世の寺院がどのように位置付けられていたのかを考えてほしい。

【知識の整理】

●本末制度と諸宗寺院法度

戦国時代、石山本願寺を中心とする一向一揆勢力が大きな脅威となっていたことを考えれば、徳川幕府にとって宗教統制が全国支配の基盤確立のため重要な意味を持ったことは想像に難くない。また、臨済宗の五山派の組織は室町幕府を政治的・経済的に支える役割を果たしていた（例：瑞溪周鳳らが外交顧問として日明貿易に関与）から、これを掌握することも求められた。

織田信長が10年にもわたる石山戦争（1570～80）によって一向宗本願寺派を屈服させた後、豊臣秀吉は寺院の復興を支援し、保護することで統制下に置こうとした。その動きの1つが、刀狩令で武器没収の名目として挙げられている方広寺の大仏建立である。秀吉は1595（文禄4）年、大仏の前で亡き父母のために諸宗の僧を招いて供養を行わせ、秀吉に対して忠誠を誓わせた。ちなみにこの時、日蓮宗の中でも、他宗からの布施を認めない厳格な立場を取る日興の一派（不受不施派）は出仕を拒否し、後に徳川家康の命にも従わなかったことから、幕府はこれを禁制宗派としている。

徳川幕府は当初、宗派ごとに寺院法度を出して統制していった。例えば、五山派に対しては1615（元和元）年に五山十刹諸山法度が出され、従来の僧録（寺院を統括する）や蔭涼職（幕府との連絡に当たる）が廃止された。代わって1619（元和5）年に金地院僧録に任じられたのが、「黒衣の宰相」と呼ばれる金地院崇伝である。崇伝の死後、幕府は新たに寺社奉行を設けて全国の寺社領を統括させるようになり、僧録の裁量権は大幅に縮小されていった。

こうして、1665（寛文5）年には各宗派共通の法令として史料(1)の諸宗寺院法度が出された（同年には神社・神職に対しても諸社禰宜神主法度を発布）。ここでは、附則の「新儀を立て、奇怪の法を説くべからざる事」という文言に注目しよう。新しい宗派は認めないという態度である。これに先立って幕府は1631（寛永8）年に新寺の建設を禁止し、翌1632（寛永9）年には各宗派の本山に対して所属寺院を記した末寺帳の提出を命じている（本末制度）。こうし

て、幕府は仏教界全体を統制下に置くことに成功したのである。

●キリシタン弾圧と寺請制度

徳川幕府は当初、キリスト教に対して寛容であったが、信徒の団結力の強さや、カトリック国（イスパニア・ポルトガル）の侵略の恐れから、一転厳しい姿勢を取り始めた。キリシタン大名の頭領的存在であった高山右近のマニラ追放（1614〈慶長19〉年）や、長崎で宣教師25名を火刑、信徒30名を斬首刑に処した元和大殉教（1622〈元和8〉年）はその現れである。こうした中、幕府は1612（慶長17）年にキリシタンを一般庶民に至るまで全面禁止し、翌1613（慶長18）年には金地院崇伝にキリシタンを「邪法を弘め正宗を惑わすとする伴天連追放の文を起草させて、京都・大坂と西国を中心にキリシタン改と転宗の強制を開始した。

この時のキリシタン改では、信徒であることを申し出た者を名簿に登録した上で、拷問なども行って転宗を強制し、転宗した者に対しては檀那寺に仏教徒となったことを証明する証文を発行させた。寺請証文の始まりである。しかし、それは全ての農民・町人を対象としたものではない。また、宣教師たちも信仰を自己否定しないように、転宗を恐れないようにと名簿への登録を呼びかけて回っていた。

そもそも、信仰とは内面的なものであるから、表面上は転宗したと見せかけていても、心では神を信じているということはある。いや、強い信仰心があれば見かけなど仏教徒でも何でも良いはずだ（こう考えると、踏絵とは何だったのかと思う。神を信じているのなら、きつと踏めるであろう）。

かくして、偽装転宗（隠れ宗門・だまり宗門）が問題となる中で、1635（寛永12）年、3代将軍徳川家光は「日本国一同の改」として全国的な信仰調査を行った。このキリシタン改では全ての人が対象とされ（偽装転宗を見つけ出すには当然である）、先祖の宗旨や生地での宗旨までが調査された。家族単位で檀家としていずれかの寺院を檀那寺と定めることを義務付ける、寺請制度の成立である。

また、この改では南蛮起請という誓約書も用いられ始めた。転宗したキリシタンに立ち返ることはないことを誓わせた上で、もし立ち返った場合には神罰を蒙り地獄の苦しみを味わわれるとの罰文も書き記された。キリシタンの言葉でキリシタンの神に誓わせた点が秀逸である。再びキリシタンに戻れば、それは神に背くことになる。偽装転宗者にもう帰る道はない。こうして、個人の内面にまで統制が及んだのである。

●宗旨人別帳と寺請証文

人の心は移ろいゆくものであるから、信仰調査は定期的に行わなければならない。幕府は1665（寛文5）年から諸藩に命じ、村方三役や町役人を通じて家族単位で宗旨と檀那寺を記入した帳簿を作成させた。それが史料(2)の宗旨人別帳（宗門改帳）である。1671（寛文11）年からは人口調査の人別改と同時に毎年実施されるようになり、宗旨人別帳は戸籍の役割も果たした。

江戸時代の人口は約2500万人、江戸の町は武家・町人合わせて約100万人と数字が分かっているのは、宗旨人別帳を作らせていたからなのである。同時期のヨーロッパの人口が推定不能であることと比べれば、その凄さは明らかだ。しかも、毎年作成しているから、出産・死亡・

結婚・転居といった人口動態もうかがい知ることができる。享保の改革では、これを徴税などの基礎資料として活用しようと全国的な取りまとめも行っている。寺請制度は庶民の動向の把握に利用されていたのである。

それだけではない。檀那寺は檀家が転居・結婚・旅行などをする際には寺請証文を発行して身元を保証した。史料(3)は次左衛門という男が年季奉公に行く際に発行したものである。寺社の存在は、町村の共同体にとって結束の核となっていた（僧侶が人々から尊敬と信頼を得ていたからこそ、寺子屋で基礎教育が行われたのである）。そうした既存の組織を庶民の支配に利用する。幕藩領主の知恵、というよりも強かさがうかがえるであろう。

解答例

幕府は諸宗寺院法度を発して新制宗派を禁止し、本末制度によって寺院を宗派ごとに組織して統制下に置いた。その上で、寺請制度によって人々がキリシタンでないことを証明し、家族単位で宗旨と檀那寺を記録した宗旨人別帳の作成や、奉公や転居の際には寺請証文の発行など、各地の寺院を庶民の動きを掌握するために利用した。

(150字)

【配点の目安】（配点 25点）

- ① 本末制度・諸宗寺院法度：寺院を宗派ごとに組織して統制下に…5点
- ② 寺請制度：庶民がキリシタンでないことを証明させる…5点
- ③ 宗旨人別帳：家族ごとに宗旨と檀那寺を登録…5点
- ④ 寺請証文：奉公・転居の際に発行…5点
→各地の寺院を庶民の動きの掌握に利用した…5点

【4】

解説

【着眼点】

明治期の日本は、隣国朝鮮の内情に干渉し、宗主国清国の支配を排除してまでも、朝鮮を日本の支配下に置こうとした。その頃の日本は自国の都合のみを考えていたといえるが、当時の日本がなぜそのような動きに至ったのかを、考えていこう。

【知識の整理】

●福沢諭吉の活動

福沢諭吉は慶応義塾の創立者として知られている。豊前中津藩士の子として大坂の藩蔵屋敷に生まれた。父が死去したために中津に戻り、1854（安政元）年に長崎へ遊学、翌年、大坂の適塾で緒方洪庵に蘭学を学んだ。1858（安政5）年、藩命により江戸へ出府し、藩中屋敷に蘭学塾を開くが、翌年、英学に転じた。1860～67（万延元～慶応3）年、幕府に出仕し、この間3度にわたり幕府遣外使節に随行して欧米を視察し、『西洋事情』（1866～69年）などの刊行により西洋文明の紹介者として文名があがった。1868（慶応4・明治元）年4月、塾を芝に

移して慶応義塾と命名した。明治維新以降は在野の代表的啓蒙思想家として精力的な言論活動を展開し、明六社にも参加、『学問のすゝめ』（1872～76年）、『文明論之概略』（1875年）などを通して「独立自尊」の国民精神の涵養による国民国家形成と対外的独立の達成を唱えた。1882（明治15）年には「時事新報」を創刊した。民権運動の高揚に際して「内安外競」「官民調和」を説き、また「脱亜論」を唱えるなど国権伸張論を前面に押し出し、日清戦争では強硬な主戦論を展開した。朝鮮からの留学生を世話するうちに日本が朝鮮を保護すべきであると考えようになったようである。また、イギリス流の議院内閣制・政党内閣制実現への期待は一貫していた。この考えは交詢社による「私擬憲法案」に生かされている。

●問題の題材となっている史料の検討

問題の題材となっている史料は福沢諭吉が主宰する「時事新報」に1885（明治18）年3月16日号に掲載された、いわゆる「脱亜論」と呼ばれるものである。1885（明治18）年は4月に天津条約が結ばれている。この史料はその内容を予測したかのようなものとなっている。天津条約は1880年代の日本の朝鮮進出をはかった結果である。しかし、天津条約は日本の朝鮮進出を阻むものであった。

この頃、国民は対外的危機意識を高め、国権論が台頭していた。それは条約改正交渉の経緯と朝鮮における1882（明治15）年の壬午軍乱、1884（明治17）年の甲申事変による。脱亜論はこの国権論を代表するものといえよう。福沢諭吉は壬午軍乱以前から朝鮮に対する関心を深め、「亜細亜東方の保護は我責任なり」と先進日本のアジア盟主論を主張していた。先に述べたように壬午軍乱の際には対清国強硬論を主張し、そして、軍備増強を唱え、民権運動を抑えてアジア侵略の方向を示唆していた。そのため、金玉均らの朝鮮改革派を支援していたが、フランスとの戦争に敗北した清国軍の来援のために彼らが失敗したことを知り（甲申事変）、それまでのアジア盟主論を名目的にも捨てて、欧米列強と並んでアジア侵略への道を示したというのが脱亜論である。

●民権論と国権論

江戸幕末に欧米列強により開国させられて以来、日本の為政者は対外的危機意識を強く持っていた。そのため、東アジアの連帯が説かれ、明治初期には征韓論がさげばれる一方で、東アジア諸国との連帯意識が強く持たれていた。1871（明治4）年の日清修好条規はそのような意識から結ばれていたのである。日本が清国と協力して清国・朝鮮の近代化を援助し、その援助のためには日本が独立を維持する必要があると説かれたのである。日本国内において国民の自由と権利を求める自由民権運動が精力的に進められている時期には、権利を認めることによって国民の結束をはかることと朝鮮進出とは、独立を維持するために必要であることとして一応の整合性と説得力を持っていたといえる。

1884（明治17）年、加波山事件の直後に解党を決めていた自由党は、国権拡張論の論説を掲げ、西洋列強の脅威を強調している。その論説を読んでみよう。

《史料》 国権拡張論

吁嗟虎視眈々其欲逐々タルモノ東西南北ヨリ近ヅキ来リテ亜州ノ安寧ヲ破ブリ、亜州ノ利益ヲ害シ、遂ニ其諸邦国ヲシテ独立ヲ失ハシメントス、幸ヒニ我邦ハ改良進歩ノ途ニア
ルヲ以テ決シテ容易ニ其禍ヒニ罹ルベカラズト雖ドモ、彼ノ欧強国ガ各々競フテ亜州ニ
進入シ一大邦国ヲ我が近隣ニ造出スルニ於テハ、我邦ノ独立モ岌々乎トシテ其レ危フカ
ラズヤ、去レバ苟クモ愛国ノ人タルモノハ我邦ノ危害ヲ未發ニ防ギテ、国権ノ大ニ海外ニ
拡張センコトヲ計画セズンバアルベカラズ、然ルニ現今我邦ノ情况ヲ視察スルニ、諸人ノ
熱心ハ一ニ国内ノ事件ニ集リ、紛々擾々野ニ議シ巷ニ論ジ、其壯年血氣ノ甚ダシキモノ
ニ至リテハ老成ノ説ヲ容レズシテ往々違法ノ挙動ヲ為シ、頗ブル社会ヲシテ警惶セシムル
所アルヲ免レズ、而シテ政府モ亦之レガ為メニ甚ダ心ヲ内事ニ勞シテ社会ノ安寧ヲ保護ス
ルニ汲々タラザルヲ得ズ、……想フニ彼ノ壯年有志等ノ熱心ヲシテ内事ヨリ転ジテ外事ニ
向ハシメ、政府ハ則チ之ヲ利用シテ大ニ国権拡張ノ方法ヲ計画スルヲ得バ、内ハ以テ社会
ノ安寧ヲ固ウシ外ハ以テ国利ヲ海外ニ博スルニ足ルニ非ズヤ（後略）

（「自由新聞」）

さらに、1884（明治17）年12月27日号の「自由新聞」では「日本兵ノ武力ヲ宇内ニ示スベシ」と主張している。

1885（明治18）年11月、旧自由党员大井憲太郎らがいわゆる大阪事件を起こした。この事件の背景を確認しよう。1882（明治15）年の福島事件以来、農民らによる事件はことごとく政府により鎮圧された。このために自由民権運動が停滞していた。大井らは、停滞する自由民権運動を再興させるためには、国民の政治への関心を高める必要があると考えたのであった。そこで、甲申事変に失敗した独立党政権を樹立させ、民権運動の再興を目論んだが、朝鮮渡航の直前に大阪で逮捕されたというのが大阪事件である。

● 1880年代の条約改正

1879（明治12）年に外務卿に就任した井上馨は、条約改正交渉を進めるために欧化政策をとり、東京に列国代表を集めて改正交渉を一気に進めようと考えた。そこで1882（明治15）年に条約改正予備会議、1886（明治19）年に条約改正本会議を開いて改正案を作成した。1887（明治20）年に作成された改正案は列国代表に承認された。しかし、政府内部の反対により交渉は無期延期となってしまったのである。改正案は、内地雑居の承認、外国人裁判官の任用などを代償に領事裁判権の撤廃をねらった内容となっていた。これに対して内閣法律顧問ボアソナードは反対意見書を提出し、農商務相の谷干城も反対して辞職した。このために無期延期を各国に通告したのであった。

また、1886（明治19）年、和歌山沖でイギリスのノルマントン号が沈没し、日本人乗客だけが水死するという事件が起こり、イギリス領事が船長を無罪にしようとしたことから、領事裁判権の撤廃の要求が国民の間に高まった。こうした事情から、井上馨は1887（明治20）年に外相を辞任した。

さらに、井上馨が進めた欧化政策に対して反感を持つ人が、雑誌などを発行して欧化政策を批判することが相次いだ。以下、欧化主義を批判した人物を挙げる。最初に批判を浴びせたの

は徳富蘇峰であった。蘇峰は政府が進める欧化政策を貴族的欧化政策とし、一般国民の生活の向上と自由の拡大のためという意味の平民的欧化政策を進めるべきであると説いた。この思想は平民主義と呼ばれる。蘇峰は1887（明治20）年に民有社を設立し、雑誌「国民之友」を創刊した。三宅雪嶺は1888（明治21）年に政教社を設立し、志賀重昂らと雑誌「日本人」を発行した人物である。雪嶺は国粹保存を主張し、日本的な伝統・美感覚を強調した。陸羯南は1889（明治22）年に新聞「東京電報」を「日本」と改題して、国家の独立、国民の統一と公共の利益を説く国民主義を唱えた。なお、雪嶺・羯南らの主張は欧米の科学・思想などから学ぶという姿勢を持った上での主張であり、そのため後年の保守的な排外主義とは異なることを押さえておこう。

解答例

A 日本は壬午軍乱を契機に朝鮮への介入を図った。その後、独立党の金玉均らと結び、清仏戦争を契機として甲申事変を起こして朝鮮に親日政権を樹立しようとしたが、清国軍の来援により失敗した。

(90字)

B 民権派は朝鮮に独立党政権を樹立して日本国民の政治への関心を高め、農民激化事件により停滞した民権運動を再興しようとした。

(60字)

C 井上外相が進めた欧化政策に対する徳富蘇峰らによる反発、さらにノルマントン号事件を契機に領事裁判権撤廃要求が高まっていた。また、政府内部で外国人判事任用に対する批判が起こっていた。

(90字)

【配点の目安】（配点 25点）

A

- ① 日本は壬午軍乱を契機に朝鮮への介入をはかった…3点
- ② さらに甲申事変を起こして朝鮮に親日政権を樹立しようと、独立党の金玉均らと結んだ…3点
- ③ 甲申事変は清仏戦争が契機…2点
- ④ 甲申事変は清国軍の来援により失敗した…2点

B

- ① 日本国内の情勢…農民激化事件により自由民権運動が停滞していた…2点
- ② 朝鮮に渡ろうとした理由…朝鮮に独立党政権を樹立して民権運動の再興をはかる…3点
→日本国民の政治への関心を高めようとした…2点

C

- ① 井上馨外相が進めた欧化政策に対する反発…徳富蘇峰ら…2点
- ② ノルマントン号事件を契機に領事裁判権撤廃の要求の高まり…3点
- ③ 外国人判事任用に対する政府内部からの批判…3点



会員番号	
------	--

氏 名	
-----	--